

入構許可証再交付に関する取扱いについて

平成30年12月10日

学 長 裁 定

改正 令和 5年 2月 9日

(趣旨)

第1 岡山大学(津島地区)構内交通規制等実施要項(平成22年12月1日 学長裁定、以下「要項」という。)第26条に基づき、津島地区の入構に係る入構許可証(ICカード、磁気カード、シール)を紛失または破損等した場合の、入構許可証再交付の取扱い方法について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2 入構許可証を紛失または破損等した者(以下「申請者」という。)は、要項第13条に定める申請書及び紛失の経緯等に関する理由書(以下「申請書類」という。)を作成して学長に提出するものとする。

(決裁)

第3 学長は、申請書類を確認の上、申請者の過失の有無について判断をする。

(過失がない場合)

第4 学長は、申請者に過失がないと判断した場合、申請者に無料で入構許可証(ICカード、磁気カード、シール)を再交付するものとする。

(過失がある場合)

第5 学長は、申請者に過失があると判断した場合、申請者に実費で入構許可証(ICカード、磁気カード)を再交付するものとする。ただし、入構許可証(シール)については、無料で再交付するものとする。

附 則

この取扱いは、平成31年 1月 1日から適用する。

附 則

この取扱いは、令和5年 4月 1日から適用する。